

令和元年 5 月 29 日

弊社に対する行政処分の公表

あおい交通株式会社

弊社小牧東営業所は、中部運輸局から下記のとおり行政処分を受けました。
今回の処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて改善に取り組んでまいります。

記

1 行政処分を受けた日

令和元年 5 月 29 日（水）

2 違反内容

自動車検査証の有効期限が満了している事業用自動車（1 両・22 日間）を運行していた。

事業用自動車について、3 ヶ月点検整備（1 両・2 回分）を実施していなかった。

事業用自動車の定期点検整備記録簿に事実と異なる記載をしていた。

整備管理者に対する権限を付与していなかった。

3 処分の内容

小牧東営業所

事業自動車の停止 36 日間（1 両×36 日間）

事業自動車の停止 33 日間（3 両×33 日間）

4 改善措置

車両管理体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

以 上